

24. 25. 13

昭和

自十五年五月

至 年 月 日

支那事變ニ際シ邦人ノ渡支制限
並取締關係
暫定處理要綱

第

一

卷

活商以外、制限スル
方針、方針ニ従来
実行ニ依リ

内務省關係

「打合事項」

一問 演藝人ノ興行ノタメノ渡支ハ如何ニ取扱フヤ

答 「商取引ノタメ一時渡支セントスル者」トシテ在支關係興行

主等ノ所轄領事館警察署ノ證印アル文書ヲ取付シムルコトトス

二問 支那在住者ノ子女ニシテ本邦ニ遊學中ノ者カ暑中休暇等ニ兩

親ノ許ニ歸還セントスル場合又ハ支那在住者ノ家族ニシテ内地

ニ在ル者カ夫又ハ親ノ許ヲ一時訪問セントスル場合ヲ如何ニ取

扱フヤ

答 「家專用務上眞ニ已ムヲ得サルモノ」トシテ取扱方針第二項

ニ依リ取扱フコトトス

三問 内縁關係ニ在ル者ノ呼寄ヲ如何ニ取扱フヤ

答 内縁關係ニ在ル者ニシテ事實上ノ配偶者ト認めラルル者ニ對

シテハ呼寄ヲ認め差支ナシ但シ右ノ如キ内縁關係ニ在リヤ否ヤ

ハ本邦警察當局ノ調査ニ俟ツコトトス

陸軍省關係

一 滿洲國ノ渡支取扱振中特例ノ範圍ニ關シ再考セタレタシ
ニ 軍屬、軍屬傭人ノ定義如何

一 現地憲兵隊ニ於テ軍屬、軍屬傭人ニ非サル者ニ對シ（主トシテ
特殊婦女）證明書ヲ發給シ之ニ依リ渡支セシメ居ラルル向アル
モ右ハ所定通り領事館發給ノ證明書ニ依ラシムル豫取計ハレタ
シ